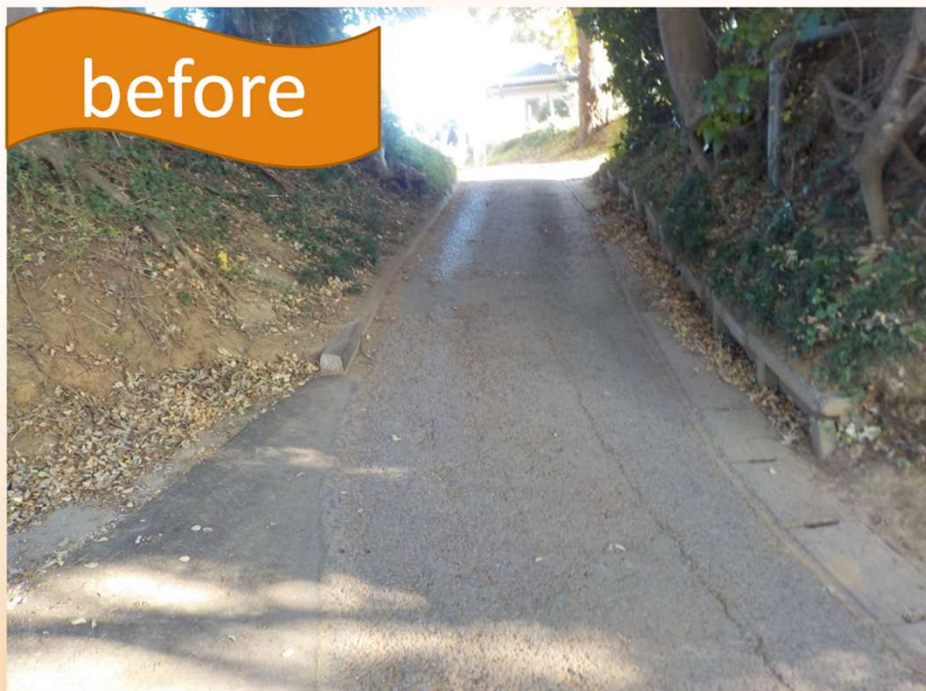


みなさまのご理解とご協力で

安全で良好な生活環境づくり

狭あい道路後退用地整備事業 ～整備促進地区～



市原市

はじめに

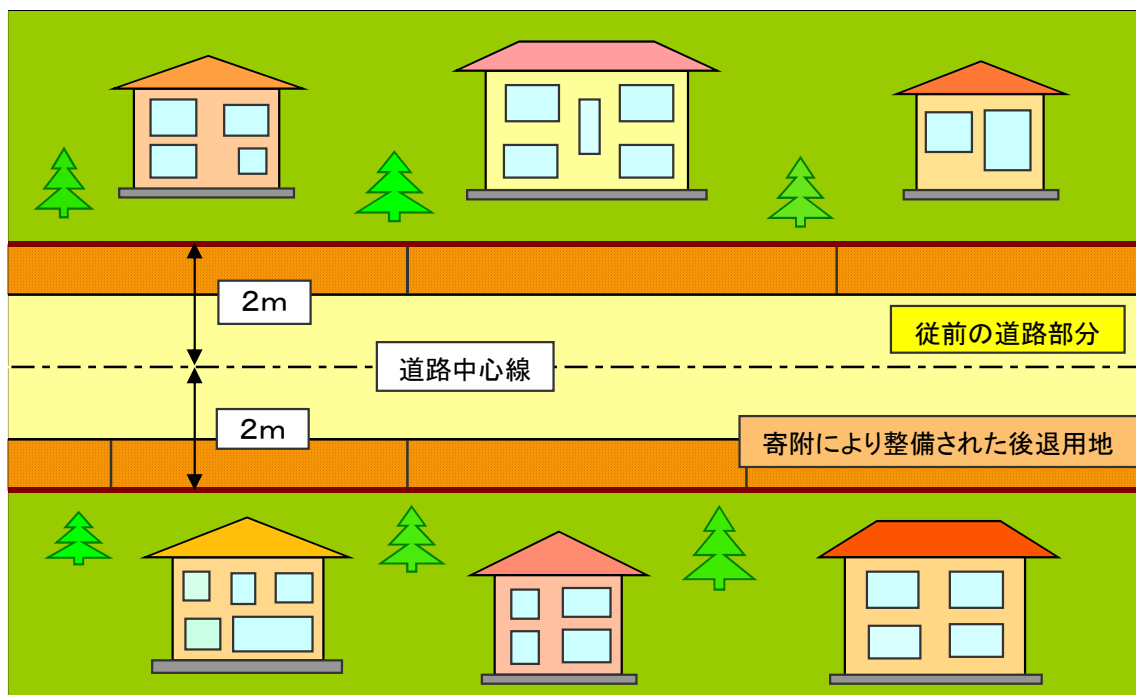
私たちの身近にある道路は、住みやすい住環境を確保し、災害時の安全性を高めるうえで重要な役割を担っています。

しかし、市内には4 mに満たない道路（狭あい道路といいます。）がたくさんあります。

このような狭あい道路では、安全な通行や日照・通風などの生活環境に問題があるもの、災害時の避難の妨げになるもの、消火活動・救急活動に支障をきたすものなど、さまざまな問題を抱えています。

そこで、市原市では道路の幅員を4 m確保することを目的に『狭あい道路後退用地整備事業』をスタートさせることとしました。この事業は、市民の皆様にご協力いただき、市が整備を行うことにより安全で良好な生活環境を実現しようとするものです。

市民の皆様の本事業へのご理解とご協力をお願いします。



整備促進地区における狭あい道路後退用地整備事業

狭あい道路の整備については、平成15年4月より、狭あい道路後退用地整備事業により、撤去費用への助成等を行っているところですが、市街化区域でありながら都市基盤整備が遅れている地区（未整備地区）においては、まちづくりの促進を特に進める必要があることから、未整備地区の解消等を目的としたまちづくり構想及び地区計画を策定した区域を「整備促進地区」に位置づけ、特別な整備促進措置を講じることとしました。

これにより、整備促進地区に限り、従来の撤去費用への助成に加えて、塀及び擁壁等の移設または新設に対する助成を行います（整備促進地区以外は従来の要綱が適用されます）。

事業の対象について

- ▣ 対象狭あい道路 : 整備促進地区内にある幅員4m未満の市道又は市道認定外道路（市が底地を所有しているものに限る。）
- ▣ 対象後退用地 : 狭あい道路の拡幅整備のために後退する用地
- ▣ 対象すみ切り用地 : 狭あい道路が他の道路と交わる角地に設ける用地

＊ 整備促進地区：郡本・藤井・門前・市原地区地区計画を定める区域
古市場地区地区計画を定める区域

市が行う整備等について

- ▣ 境界立会 : 狭あい道路の境界線が確定していない場合に、寄附者と協議のうえ行います。
- ▣ 測量・分筆・所有権移転登記 : 寄附していただいた後退用地やすみ切り用地について、所有権移転登記等を行います。

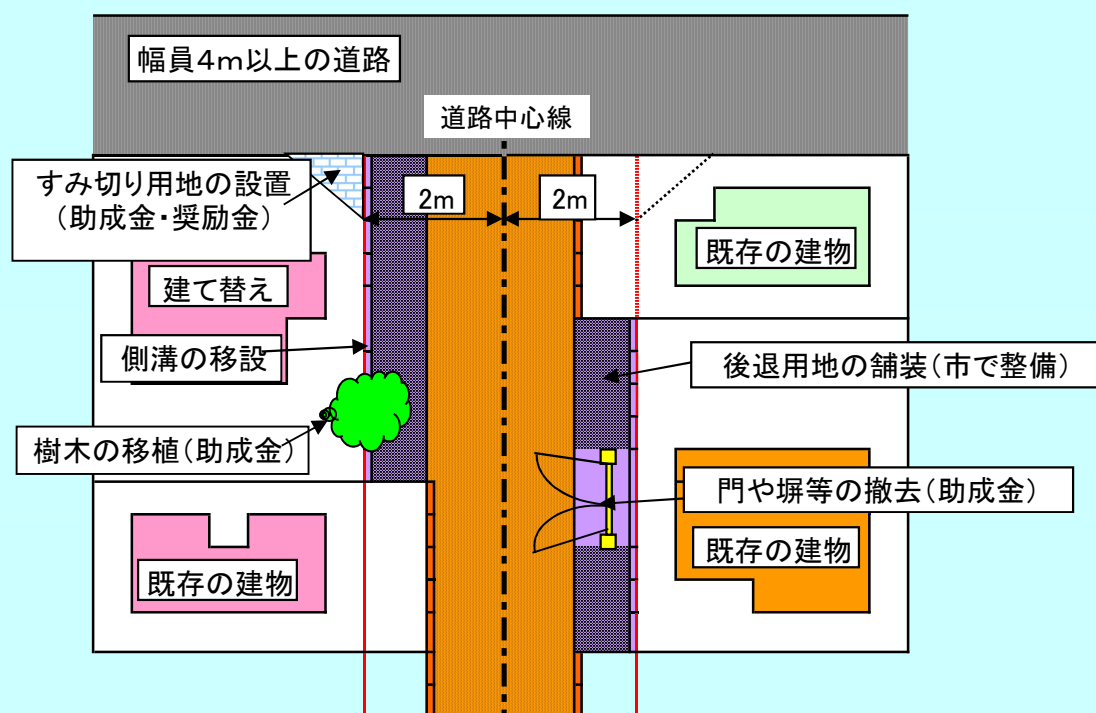
助成金の交付について

- ▣ 後退用地及びすみ切り用地内にある門柱・塀・擁壁・樹木・生垣等の除却・移設・新設に要した費用を助成します。
（申請前に除却・移設・新設したものは対象外となります）
- ▣ 助成金は損失補償算定標準書または国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき算定します。

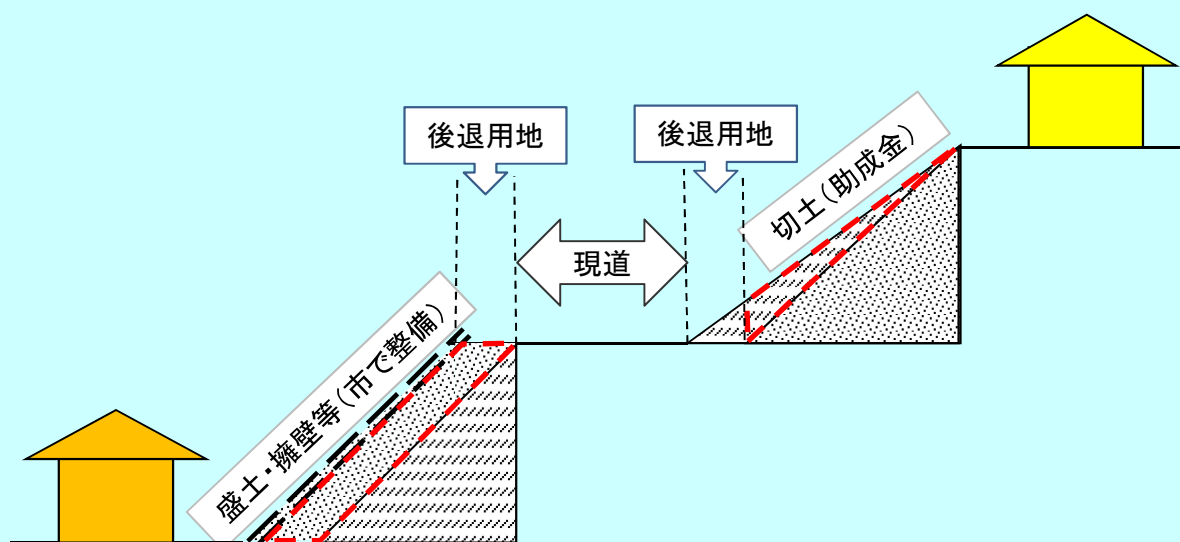
奨励金の交付について

- ▣ すみ切り用地の寄附に対して、奨励金を交付します。
- ▣ 奨励金の額は、すみ切り用地面積の固定資産税評価額に相当する額とします。

概念図

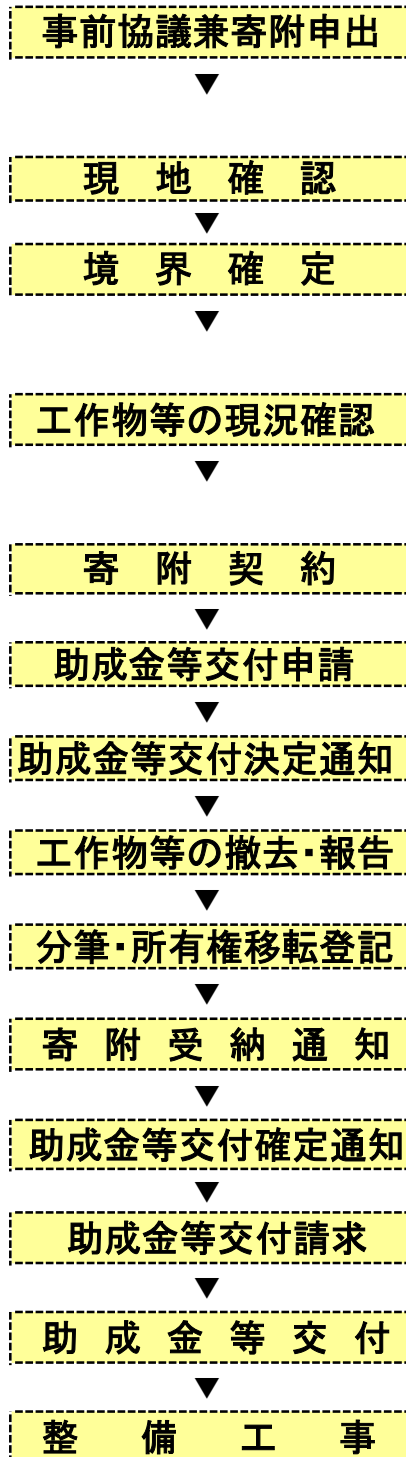


高低差のある場合



事業の流れ

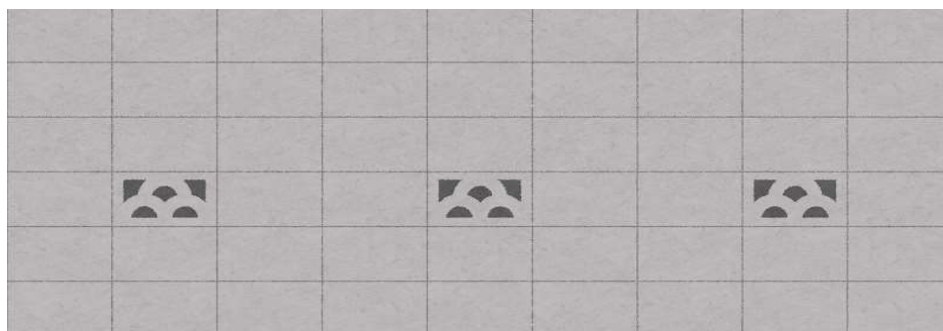
● 寄附者の行為 ■ 市の業務



- 狭あい道路の拡幅整備を希望する場合は、「事前協議件寄附申出書」を提出していただきます。事前協議兼寄附申出書の提出をもって事業の開始とみなします。
- 現地確認を行い、協議結果を通知します。（協議完了まで1ヶ月程度お時間を頂きます。）
- ■ 後退用地等の境界が確定していない場合は、境界立合を実施し境界の確定を行います。
※境界が確定されなければ寄附は受けられません
- ■ 後退用地等に工作物があるときは、現地にて除却すべきものを確認し、「現況確認書」を取り交わします。
- ■ 土地の寄附について、「寄附契約書」を取り交わします。
- 助成金や奨励金の交付を受けるときは、「交付申請書」を提出していただきます。
- 助成金や奨励金の交付の決定について通知します。（この時点ではまだ交付はされません。）
- 工作物等の撤去を行い、完了した後に「除却完了報告書」を提出していただきます。
- 登記の手続きに必要な書類を提出していただき、登記を行います。
- 登記が完了した後、受納通知書を交付します。
- 分筆・所有権移転登記完了後に、交付確定通知を行います。
- 助成金や奨励金の交付を受けるための、「交付請求書」を提出していただきます。
- 助成金や奨励金を交付します。
- 後退用地等の整備を行います。

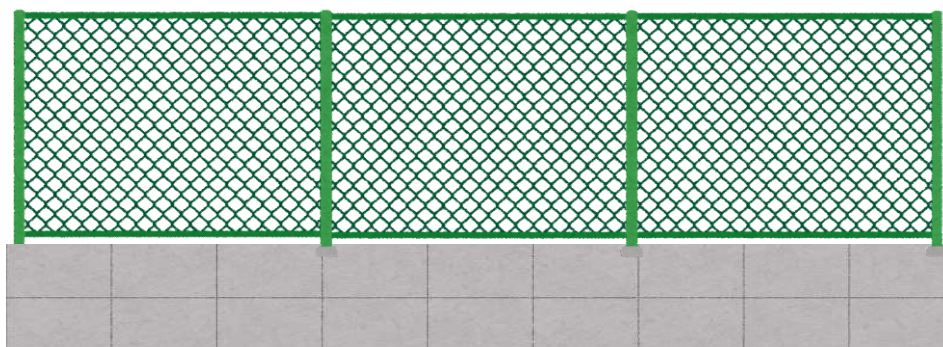
助 成 金 交 付 の 例

①コンクリートブロック塀の撤去



→損失補償算定標準書に基づいた額(高さに応じて変動)×延長＝助成金交付額

②コンクリートブロック塀及びフェンスの新設



→損失補償算定標準書に基づいた額(高さに応じて変動)×延長＝助成金交付額

奨 励 金

区 分	奨 励 金 の 算 定 基 準
すみ切り用地の寄附に対する奨励金	すみ切り用地にかかる土地の固定資産税評価額を当該土地の総面積で除して得た額に、すみ切り用地の面積を乗じて得た額

事業についてのお問合せ先

市原市役所 土木部 道路建設課

0 4 3 6 - 2 3 - 9 8 3 2

2023年4月改訂